国の債権に係る情報の公表

内閣官房(一般会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

Г			I	令和2年度											令和3年	度				(単位:百万円) 令和4年度							
			管理対象債権額			 	消滅額				管理対象債権額				消滅額			管理対象債権額			消滅額						
				į	前度前生消債分年以発未滅権	本年度発生分			度以前 生分 うち 不対損額		発生分 うち 不納 欠損額		前年度発消生法債	本年度発生分		発生	度以前 主分 うち 不対損額	本年度	至発生分 うち 不納 欠損額		前年度 明 前 生 未 消 権 分	本年度発生分	-		度以前 生分 うち 不大損額		発生分 うち 不納 欠損額
	合	31	,	780	286	493	500	6	0	493	0	2,222	284	1,938	1,942	4	. 0	1,938	0	369	285	84	90	6	S 0	84	0
	ポープ まな管理対象債権額 返納金債権 497百万円			主な消に返納金の		97百万円	l		主な管理対象債権額 返納金債権 1,940百万円				主な消滅額 返納金債権 1,939百万円				主な管理対象債権額 返納金債権 86百万円			主な消滅額 返納金債権 86百万円							

[※]消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和2年度末現在額									令和3年度末現在額								令和4年度末現在額										
			一般	分(徴収停止分を除く。)				徵収停止分			一般分(徴収停止分を除く。) 徴収					亭止分		一般分(徴収停止分を除く。)					徴収値	- 亭止分				
				分 前年度以前発生債権					No fee also		本年度発生債権分 前年度以前発生債権分				合計		able too ohe		本年度発	生債権分	確分 前年度以前発生債権					able for the		
			履行 期限 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	前年度 以前発 生債権 分		履行期 限到来 額	履行 期 未 報 来額	履期 類 類 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	前年度 以前発 生債権 分		履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	前年度 以前発 生債権 分
債権の種類																												
(部)雑収入	279	-	-	0	279	0	279	-	-	279	-	-	0	279	0	279	-	-	279	0	-	0	278	(279	-	-	
(款)国有財産利用収入	92	-	-	-	92	-	92	-	-	91	-	-	-	91	-	91	-	-	91	=	-	-	91	-	91	-	-	
(項)利子収入	92	-	-	-	92	-	92	-	-	91	_	_	-	91	-	91	-	-	91	-	-	-	91	-	91	-	-	
(目)利息債権	92	-	-	-	92	-	92	-	-	91	-	-	-	91	-	91	-	-	91	=	-	-	91	-	91	-	-	
(款)諸収入	187	_	-	0	187	0	187	-	-	187	_	_	0	187	0	187	-	-	187	0	-	0	187	(187	-	-	
(項)弁償及返納金	187	-	-	0	187	0	187	-	-	187	-	-	0	187	0	187	-	-	187	-	-	0	187	(187	-	-	
(目)返納金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	=	-	0	-	(-	_	-	
(目)損害賠償金債権	187	_	-	-	187	-	187	-	-	187	_	_	-	187	-	187	-	-	187	-	-	-	187	-	187	-	-	
(項)雑入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	0	0	-	-	-	(-	_	-	
(目)延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	(-	_	-	
合 計	279	_	_	0	279	0	279	-	-	279	_	_	0	279	0	279	-	-	279	-	-	0	279	(279	-	-	

[※]計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和2年度

不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計

(単位:千円)

拟云印							(单位.1 口)
区分		生債権分	前年度以前			H	備考
<u> </u>	件数	金額	件数	金額	件数	金額	TV用 つ
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0	

[※]計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和3年度

不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計 (単位:千円)

区分			生債権分	前年度以前	発生債権分		計	備考	
	ムガ	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1用 行	
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0		
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0		
歳入 第27	数収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0		
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0		

[※]計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和4年度

不納欠損額の内訳

内閣官房

一般会計

(単位:千円)

Б./\	本年度発	生債権分	前年度以前	発生債権分		H	備考	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1佣 右	
徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0		
徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0		
徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0		
徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0		
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0		
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0		
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0		
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0		
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0		

[※]計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。